

鎌倉市情報公開・個人情報保護審議会
平成29年11月20日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成29年11月1日付け鎌倉市健委第3464号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー（平成23年6月8日全部改定、平成28年3月4日最終改定）に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
3	鎌倉市 ICT 活用健康づ くり支援事 業事務	鎌倉市健康づくり支援システムを用いて、健診結果及び医療費の情報を利用者が閲覧できる体制を構築し、市民の健康づくり活動の促進や、健康寿命の延伸を図る。	市民健康課	平成29年度